



# 2026年度 社会保険労務士試験

## 選択式問題

(注 意)

- 1 解答は、別紙解答用紙によること。
- 2 解答用紙に氏名を記入し、コード記入欄には注意事項をよく読んでから正確に記入すること。
- 3 各問ごとに、正解と思う語句に付されている番号を解答用紙の所定の欄に1つ表示すること。
- 4 この問題の解答は、試験実施に関する官報公告の日（令和8年4月中旬）に施行されている法令等によること。

(解答時間)

80分

## 労働基準法及び労働安全衛生法

〔問1〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 使用者は、満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する□A□については、この限りでない。
- 2 最高裁判所は、労働基準法第24条第1項本文に反するか等が問題となった事件において、次のように判示した。

「労働基準法24条1項本文の定めるいわゆる賃金全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を確実に受領させ、□B□ことのないようにしてその保護を図ろうとするものというべきであるから、使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨をも包含するものであるが、労働者はその自由な意思に基づき右相殺に同意した場合においては、右同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものであると認めるに足りる□C□ときは、右同意を得てした相殺は右規定に違反するものとはいえないものと解するのが相当である。

もっとも、右全額払の原則の趣旨にかんがみると、右同意が労働者の自由な意思に基づくものであるとの認定判断は、厳格かつ慎重に行われなければならないことはいうまでもないところである」。

- 3 都道府県労働局長は、□D□の作成の指示をした場合において、専門的な助言を必要とするとき、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ、□D□の作成について、これらの者の意見を聴くべきことを□E□することができる。

選択肢

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| ① 安全衛生改善計画             | ② 勸奨              |
| ③ 健康診断個人票              | ④ 合理的な理由が客観的に存在する |
| ⑤ 指示                   | ⑥ 指導              |
| ⑦ 社会通念上妥当と認められる理由が存在する |                   |
| ⑧ 使用者が権利を乱用する          | ⑨ 使用者が法律違反を犯す     |
| ⑩ 助言                   | ⑪ 特別安全衛生改善計画      |
| ⑫ 満15歳以上の男性            | ⑬ 満15歳以上の者        |
| ⑭ 満16歳以上の男性            | ⑮ 満16歳以上の者        |
| ⑯ もっともらしい事情が存在する       | ⑰ やむを得ない事由が存在する   |
| ⑱ 労働災害防止計画             | ⑲ 労働者の経済生活を脅かす    |
| ⑳ 労働者の権利を阻害する          |                   |

## 労働者災害補償保険法

〔問2〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 遺族補償年金を受けることができる遺族は、労働者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、労働者の死亡の当時□A□していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者にあつては、労働者の死亡の当時、一定の要件に該当した場合に限るものとする。
- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者の所在が□B□明らかでない場合には、当該遺族補償年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がいないときは□C□によって、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。
- 3 労災請求事案に関する行政通達である「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（令和5年9月1日付け基発0901第2号）において、次の(1)、(2)及び(3)のいずれの要件も満たす対象疾病は、□D□別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされている。
  - (1) 対象疾病を発病していること。
  - (2) 対象疾病の発病前□E□に、業務による強い心理的負荷が認められること。
  - (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと。

また、要件を満たす対象疾病に併発した疾病については、対象疾病に付随する疾病として認められるか否かを個別に判断し、これが認められる場合には当該対象疾病と一体のものとして、□D□別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うこととされている。

— 選択肢 —

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ① 1年以上             | ② 1年を超えて         |
| ③ 3年以上             | ④ 3年を超えて         |
| ⑤ 6カ月の間            | ⑥ 12カ月の間         |
| ⑦ おおむね6カ月の間        | ⑧ おおむね12カ月の間     |
| ⑨ 後順位者の申請          | ⑩ 後順位者の請求        |
| ⑪ 次順位者の申請          | ⑫ 次順位者の請求        |
| ⑬ その収入によって生計を維持    |                  |
| ⑭ その者と生計を同じく       | ⑮ その者と世帯を同じく     |
| ⑯ その者によって主として生計を維持 |                  |
| ⑰ 労働基準法            | ⑱ 労働基準法施行規則      |
| ⑲ 労働者災害補償保険法       | ⑳ 労働者災害補償保険法施行規則 |

## 雇用保険法

〔問3〕 次の文中の□の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 雇用保険法第10条の4第1項は、「偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の□Aの金額を納付することを命ずることができる。」と規定している。
- 雇用保険法第18条第3項では、各年度の8月1日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額に達しないものは、当該年度の8月1日以後、当該最低賃金日額とする旨を規定している。この最低賃金日額は、雇用保険法施行規則第28条の5において、「雇用保険法第18条第1項及び第2項の規定により変更された自動変更対象額が適用される年度の4月1日に効力を有する地域別最低賃金の額について、一定の地域ごとの額を労働者の人数により加重平均して算定した額に□Bを乗じて得た額を7で除して得た額とする。」とされている。
- 雇用保険法第60条の3第1項において、教育訓練休暇給付金は、□Cが、厚生労働省令で定めるところにより、職業に関する教育訓練を受けるための休暇（以下「教育訓練休暇」という。）を取得した場合に、当該教育訓練休暇（当該教育訓練休暇を開始した日から起算して1年を経過する日までに2回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあっては、初回の教育訓練休暇）を開始した日（以下「休暇開始日」という。）から起算して1年の期間内の教育訓練休暇を取得している日（教育訓練休暇を取得していることについての認定を受けた日に限る。）について、同条第6項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。ただし、次の(1)(2)のいずれかに該当するときは、この限りでないとされている。
  - 休暇開始日前2年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかつた□Cについては、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を2年に加算した期間（その期間が4年を超えるときは、4年間）における□Dが、通算して12カ月に満たないとき。
  - 当該□Cを受給資格者と、休暇開始日の前日を雇用保険法第20条第1項第1号に規定する基準日とみなして同法第22条第3項及び第4項の規定を

適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間〔算定基礎期間に相当する期間〕が、年に満たないとき。

選択肢

- |                      |                       |      |          |      |
|----------------------|-----------------------|------|----------|------|
| ① 1                  | ② 2                   | ③ 5  | ④ 10     | ⑤ 15 |
| ⑥ 20                 | ⑦ 30                  | ⑧ 40 | ⑨ 被保険者期間 |      |
| ⑩ 額に相当する額以下          | ⑪ 額の3倍に相当する額以下        |      |          |      |
| ⑫ みなし被保険者期間          | ⑬ 額の2倍に相当する額以下        |      |          |      |
| ⑭ 額の4倍に相当する額以下       | ⑮ 支給対象月               |      |          |      |
| ⑯ 一般被保険者             | ⑰ 一般被保険者又は一般被保険者であった者 |      |          |      |
| ⑱ 支給単位期間             | ⑲ 一般被保険者又は高年齢被保険者     |      |          |      |
| ⑳ 被保険者（日雇労働被保険者を除く。） |                       |      |          |      |

# 2026年度社会保険労務士試験

[解説付] 完全模擬問題

## 選択式問題 解答・解説

※択一式問題の解答・解説は26～45ページ  
※【 】内は、関連する解説が掲載されている  
社労士V 2025年9月号～2026年5月号の参照  
ページです(例:SV⑨P.21＝社労士V 2025年  
9月号21ページ)。

### 〔問1〕 労働基準法及び労働安全衛生法

#### 正解

- A ⑭ 満16歳以上の男性
- B ⑰ 労働者の経済生活を脅かす
- C ④ 合理的な理由が客観的に存在する
- D ① 安全衛生改善計画
- E ② 勧奨

#### 根拠規定

労基法第61条1項、最判第2小平2.11.26日新製鋼事件、安衛法第80条2項

#### 解説

空欄Aは、年少者の深夜業規制の例外部分。空欄B、Cは、賃金債権の相殺の最高裁判所判例であるが、メジャーな類出判例であるため、選択式対策で押さえておきたい。空欄D、Eは、安全衛生診断からの出題。ダミーの選択肢「特別安全衛生改善計画」と迷うところであるが、空欄D直前の主語が都道府県労働局長と記載されているところから正解を導き出したい。【SV⑨P.49】

### 〔問2〕 労働者災害補償保険法

#### 正解

- A ⑬ その収入によって生計を維持
- B ① 1年以上
- C ⑪ 次順位者の申請
- D ⑱ 労働基準法施行規則
- E ⑦ おおむね6カ月の間

#### 根拠規定

法第16条の2、第16条の5、令5.9.1基発0901第2号

#### 解説

空欄A～Cまでは遺族補償年金の基本部分であるが、ダミーの選択肢の語句が類似しているため正確な知識が必要となる。空欄D、Eは心理的負荷による精神障害の認定基準についてであるが、このうち空欄Dは、労働基準法の災害補償を保険制度としてカバーするのが労災保険であるところから推測して正解を導き出したい。【SV⑩P.24、36、38】

### 〔問3〕 雇用保険法

#### 正解

- A ⑬ 額の2倍に相当する額以下
- B ⑥ 20
- C ⑰ 一般被保険者
- D ⑫ みなし被保険者期間
- E ③ 5

#### 根拠規定

法第10条の4第1項、則28条の5、法第60条の3第1項

#### 解説

空欄Aは返還命令等、空欄Bは賃金日額(自動変更対象額に係る最低賃金日額)、空欄C～Eでは、教育訓練休暇給付金(支給要件)を取り上げた。

教育訓練休暇給付金は本年度の改正により新設されたものであり、すべての受験生がマークしていることが想定される。本問のように支給要件が出題された場合には、確実に正解しなければならない。

【SV⑩P.54、73、43】